

R3.1/5
新潟県の
警報継続

R3.1/7
4都県への
緊急事態宣言
発令を受け

上越商工会議所 当面の貸会場の方針について(お知らせ)

2021.1/8

適用期間 令和2年12月17日(木)～
令和3年2月7日(日)まで

- ① 感染拡大が見られる他都道府県からの参加者が全参加者の【10%を超える】と予想される場合は、新規お申込みについてはお受け致しません。
既にご予約を頂いていた場合であっても中止をお願いする場合がございます。
その際は、ご連絡致します。

※感染拡大が見られる他都道府県は、新潟県のHPをご参照下さい

② 利用可能な部屋と定員

階数	部屋名	通常定員	当面定員
2 F	第1小会議室	8名	5名
2 F	中会議室	32名	20名
2 F	談話室	20名	貸出さない
3 F	第2小会議室	8名	5名
3 F	大ホール	200名	120名

③ 利用条件（主催者様向け）

- ・ 当日来場者の連絡先を把握しておくこと。
- ・ 総じて三密を避けるための工夫を行うこと。
- ・ 発熱、のどの痛み、咳など風邪のような症状がある方を来場させないこと。
- ・ 会場利用時、最低2方向の窓を同時に開けるなどの換気を行うこと。
- ・ 当日ご来場の参加者に対して下記を徹底すること。
 - * こまめな手洗いと手指のアルコール消毒
 - * 咳エチケット
 - * マスクの着用

④ 検定試験等を行う主催者様におかれましては、下記ガイドラインを遵守頂きますようお願い致します。

- ・ 民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

<https://www.zenken.or.jp/newsletter/1549.html>

- ◎ 当方針は、新潟県の警報適用期間や新型コロナウイルス感染症の状況に応じて適用期間を延長致します。
その際は、ホームページ上でお知らせ致します。

本件問合せ先

上越商工会議所 総務課(担当:秋山・山田) TEL 025-525-1185